

# 愛知県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎同窓会規約

(名称および事務所)

第1条 本会は、愛知県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎（以下、桃花校舎と略称）同窓会と称し、事務局を桃花校舎に置く。

(目的)

第2条 本会は、次の事項を目的とする。

- 1 会員相互の親睦や情報交換を図り、会員の自立と福祉の向上に努める。
- 2 母校との連携を密にし、併せて母校の発展に協力する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の親睦及び情報交換
- 2 その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会員は、正会員をもって組織する。

- 2 正会員は、桃花校舎の卒業生もしくは桃花校舎に在籍した者で本会の目的に賛同する者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |       |    |
|-------|----|
| 1 会 長 | 1名 |
| 2 副会長 | 1名 |
| 3 書 記 | 2名 |
| 4 会 計 | 1名 |
| 5 監 査 | 1名 |

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会 長 本会を代表し、会務を統括すると共に、総会・役員会を招集する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 書 記 庶務を司り、記録を保管し、通信の任にあたる。
- 4 会 計 本会の経理を司る。
- 5 監 査 本会の会計を監査する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会長は役員会の推薦により、正会員のうちより選出する。
- 2 副会長、書記、会計、監査は会長が委嘱し、総会で承認を得る。

(役員任期)

第8条 役員任期は1か年とする。ただし、任期満了後も後任者の就任までは、その職務を行う。なお、再任は妨げない。

(会議)

第9条 会議は総会及び役員会とし、会長がこれを召集する。

2 定期総会を年に1回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 役員会は、必要に応じて開催する。

第10条 各会議における決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

(会計)

第11条 本会の経費は会費とその他の収入をもってあてる。

第12条 会費は入会と同時に別に定める金額を納入する。

第13条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約改訂)

第14条 本規則の改正には、総会において出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

第15条 本会運営上の必要な細則は、役員会の決議により定める。

(付則)

(1) 本会則は、平成21年4月1日より施行する。

(2) 本規約は、平成22年5月16日より施行する。

(3) 本規約は、平成23年5月15日より施行する。

(4) 本規約は、平成26年5月18日より施行する。

(5) 本規約は、平成30年5月20日より施行する。

(付記)

規約改正	平成22年5月16日	役員	第5条	副会長	書記	会計	監査
規約改正	平成23年5月15日	役員	第5条	副会長			
規約改正	平成26年5月18日	名称	第1条	半田特別支援学校	桃花校舎		
規約改正	平成30年5月20日	名称	第1条	大府もちのき特別支援学校	桃花校舎		

## 愛知県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎同窓会細則

### (会費)

第1条 会費は終身会員として、3,000円を納入する。

### (総会の期日)

第2条 定期総会の期日は、原則として毎年5月の第三日曜日とする。

### (会員の異動等)

第3条 会員は、住所、改姓、結婚、職業等、身上に異動を生じたときは、その都度事務局あてに通知するものとする。

### (親の会同窓会との連携)

第4条 本会は、第3条2の事業及び第6条3、4、5の任務を行うにあたり、「親の会同窓会」役員及び委員の助言を得る。

### (付則)

- (1) 本細則は、平成21年4月1日より施行する。
- (2) 本細則は、平成23年5月15日より施行する。
- (3) 本細則は、平成26年5月18日より施行する。
- (4) 本細則は、平成30年5月20日より施行する。

### (付記)

細則改正	平成23年5月15日	総会の期日
細則改正	平成26年5月18日	名称
細則改正	平成30年5月20日	名称

## 愛知県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎親の会同窓会規約

(名称)

第1条 本会は、愛知県立大府もちのき特別支援学校桃花校舎（以下、桃花校舎と略称）親の会同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、次の事項を目的とする。

- 1 桃花校舎同窓会の事業について助言する。
- 2 桃花校舎同窓会の運営について助言する。

(会員)

第3条 本会員は、桃花校舎卒業生の正会員の保護者をもって組織する。

(役員及び委員)

第4条 本会に次の役員及び委員を置く。

- 1 役員  
会 長 1名  
副会長 1名
- 2 委員  
学年代表 2名  
学年委員 2名

(役員及び委員の任務)

第5条 役員及び委員の任務は次のとおりとする。

- 1 役員  
会 長 本会を代表し、桃花校舎同窓会役員会の会務について助言する。  
副会長 会長を補佐し、桃花校舎同窓会書記、会計、監査について助言する。
- 2 委員  
学年代表 学年を代表して役員に協力する。また、会員の意見を取りまとめる。  
学年委員 役員に協力して任務にあたる。

(役員及び委員の選出)

第6条 役員及び委員の選出は次のとおりとする。

- 1 会長は、正会員の保護者のうちより選出する。
- 2 副会長、学年代表、学年委員は会長が委託し、桃花校舎同窓会総会に併せて親の会同窓会総会で承認を得る。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1か年とする。ただし、任期満了後も後任者の就任までは、その職務を行う。  
なお、再任は妨げない。

(付則)

本会則は平成21年4月1日より施行する。

本規約は平成22年5月16日より施行する。

本規約は平成23年5月15日より施行する。

本規約は平成26年5月18日より施行する。

本規約は平成30年5月20日より施行する。

(付記)

規約改正	平成22年5月16日	役員及び委員	第4条	副会長 学年代表 学年委員
規約改正	平成23年5月15日	役員及び委員	第4条	副会長
規約改正	平成26年5月18日	名称	第1条	半田特別支援学校桃花校舎
規約改正	平成30年5月20日	名称	第1条	大府もちのき特別支援学校 桃花校舎